



令和8年5月22日

午前9時

農業用草刈機の導入経費を補助します

- 1 目的 農地の所有者などが、農地の草刈りを目的とした草刈機を導入する場合に要する経費を補助し、農地の環境維持を図ること。
- 2 対象者
次のすべてに該当する人
 - (1) 市内に住所を有する人、市内に事業所を有する法人または集落営農組織である
 - (2) 市内に農地を所有、または利用権が設定された農地を耕作している
 - (3) 令和7年の農業収入が50万円以上ある
- 3 対象機械
次のすべてに該当する草刈機
 - (1) 農地の草刈りを目的とし、市内に事業所を有する業者から令和8年4月1日以降に購入
 - (2) 本体価格が10万円以上（中古を含む）
 - (3) 中古機械の場合は、使用可能期間が2年以上であることを販売店等が証明できること
- 4 補助額 補助率1/4以内、上限5万円
- 5 申請期間 1回目：6月1日（月）～6月30日（火）
2回目：9月1日（火）～9月30日（水）
※ 受付期間内でも各回の予算額に達した時点で受付は終了します
- 6 申請方法 補助金交付申請書兼請求書に必要書類を添えて提出してください。
詳しくは添付のチラシを参照してください。

問い合わせ先

〒021-8501 岩手県一関市竹山町7番2号

農林部生産流通課 課長補佐兼水田営農係長 熊谷
主任主事 藤代

電話：(0191)21-8426 (ダイヤル)

FAX：(0191)21-4221

メールアドレス：seisanryutu@city.ichinoseki.iwate.jp

農業用草刈機の導入経費を補助します

農地の環境維持を図るため、農地の草刈りを目的とした草刈機を導入する場合に要する費用の一部を補助します。

補助対象経費

次の全てに該当する草刈機

- ① 農地の草刈りを目的とし、市内に事業所を有する業者から令和8年4月1日以降に購入した草刈機
- ② 本体価格が10万円以上の草刈機（中古を含む）
- ③ 中古機械の場合は、使用可能期間が2年以上であることを販売店等が証明できる草刈機

補助金の額

補助率1/4以内（1円未満切り捨て）、上限5万円
※ 補助金の申請は同一の補助対象者につき1回限り

補助対象者

次の全てに該当する方

- ① 市内に住所を有する方、市内に事業所を有する法人又は集落営農組織
- ② 市内に農地を所有、又は利用権が設定された農地を耕作している方
- ③ 令和7年の農業収入が50万円以上ある方
- ④ 市、国、他の団体等から同様の補助金等の交付を受けていない方
- ⑤ 一関市暴力団等排除措置要綱（平成28年一関市告示第69号）第2第6号に規定する排除措置対象者に該当しない方

申請期間

1回目：令和8年6月1日～6月30日
2回目：令和8年9月1日～9月30日
※ 受付期間内でも各回の予算額に達した時点で受付は終了します。

提出書類

- ① 補助金交付申請書兼請求書
- ② 令和7年の農業収入が確認できる書類（申告書、決算書の写し等）
- ③ 草刈機の概要がわかる書類（カタログの写し等）
- ④ 納品されたことを証する書類（納品書の写し）
- ⑤ 支払いを証する書類（領収書の写し等）
- ⑥ 申請者名義の通帳の写し
- ⑦ 中古機械の場合は、耐用年数が2年以上であることを証する書類（販売店等が発行する使用可能期間証明書等の写し）

一関市農業用草刈機導入補助金

申請の流れ

申請者

草刈機の購入
支払・納品完了

申請者

補助金交付申請書兼
請求書等の提出

[受付]

- ・ 本庁生産流通課
- ・ 各支所産業建設課
- ・ 電子申請

市

受付審査
補助金交付決定
補助金支払

【市ホームページ】

<https://www.city.ichinoseki.iwate.jp/archive/p20260416133436>

- ・ パソコン等から電子申請も可能です。
- ・ 事業の詳細、提出書類の様式等は、市ホームページをご確認ください。



【受付・問い合わせ先】

本庁	生産流通課	☎0191-21-8426
花泉支所	産業建設課	☎0191-82-2908
大東支所	産業建設課	☎0191-72-4081
千厩支所	産業建設課	☎0191-53-3962
東山支所	産業建設課	☎0191-47-4523
室根支所	産業建設課	☎0191-64-3806
川崎支所	産業建設課	☎0191-43-3601
藤沢支所	産業建設課	☎0191-63-5317